

伊賀市放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月1日

伊賀市長 岡 本 栄

#### 伊賀市規則第48号

伊賀市放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
伊賀市放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年伊賀市規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1大山田放課後児童クラブ「あっとほうむ」の項中「30人」を「40人」に改め、同表上野北放課後児童クラブの項中「45人」を「40人」に改め、同表三訪放課後児童クラブの項中「25人」を「10人」に改める。

様式第1号を次のように改める。

#### 【様式第1号】

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、様式第1号の改正規定は、令和6年11月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 前項ただし書の規定による施行の際、この規則による改正前の様式第1号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

伊賀市任期付職員の採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月29日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

#### 伊賀市規則第49号

伊賀市任期付職員の採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

伊賀市任期付職員の採用等に関する条例施行規則（平成30年伊賀市規則第36号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第13条」を「第10条」に改める。

第8条を第9条とする。

第7条中「第9条第2項」を「第8条第2項」に改め、同条を第8条とする。

第6条を第7条とする。

第5条の前の見出しを削り、同条を第6条とし、同条の前に見出しとして「(特定任期付職員業績手当)」を付する。

第4条中「(条例第7条第1項に規定する特定任期付職員をいう。以下同じ。)」を削り、「同項」を「条例第7条第1項」に改め、同条を第5条とする。

第3条を第4条とし、第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

附 則

この規則は、令和6年12月1日から施行する。

伊賀市会計年度任用職員の級及び号給の決定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月29日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市規則第50号

伊賀市会計年度任用職員の級及び号給の決定に関する規則の一部を改正する規則  
伊賀市会計年度任用職員の級及び号給の決定に関する規則（令和2年伊賀市規則第41号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第22条」を「第23条」に改める。

附 則

この規則は、令和6年12月1日から施行する。

伊賀市現業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則  
をここに公布する。

令和6年11月29日

伊賀市長 稲森稔尚

伊賀市規則第51号

伊賀市現業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する  
規則

伊賀市現業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則（平成16年伊賀市規則第60号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	174,700	230,000	261,300	287,300
	2	175,800	231,500	262,300	288,900
	3	176,900	233,000	263,300	290,400
	4	178,000	234,500	264,300	291,900
	5	179,100	236,000	265,300	293,400
	6	180,200	237,500	266,300	294,900
	7	181,300	239,000	267,300	296,300
	8	182,400	240,500	268,300	297,600
	9	183,500	242,000	269,300	298,800
	10	184,600	243,400	270,300	300,300
	11	185,800	244,800	271,300	301,800
	12	186,900	246,200	272,300	303,200

13	188,000	247,400	273,300	304,600
14	189,700	248,600	274,300	305,700
15	191,300	249,800	275,300	306,700
16	192,900	251,000	276,400	307,900
17	194,500	252,100	277,400	309,100
18	196,200	253,200	278,700	310,700
19	197,800	254,300	280,000	312,300
20	199,400	255,400	281,200	313,900
21	201,000	256,400	282,500	315,400
22	202,700	257,400	283,800	317,000
23	204,400	258,400	285,000	318,600
24	206,100	259,400	286,200	320,200
25	207,400	260,400	287,300	321,700
26	209,000	261,300	288,500	323,400
27	210,600	262,200	289,800	325,000
28	212,100	263,100	291,100	326,600
29	213,600	263,900	292,400	328,000
30	215,200	264,700	293,400	329,700
31	216,800	265,500	294,400	331,400
32	218,400	266,300	295,500	333,000
33	220,000	267,000	296,600	334,200
34	221,700	267,800	297,800	336,100
35	223,000	268,600	298,900	337,800
36	224,300	269,300	300,100	339,400
37	225,600	270,000	301,300	340,900
38	226,700	270,800	302,600	342,500
39	227,800	271,600	303,900	344,100

40	228,900	272,300	305,200	345,700
41	230,000	273,000	306,500	347,400
42	231,100	273,800	307,800	349,200
43	232,200	274,600	309,100	351,000
44	233,300	275,300	310,400	352,800
45	234,400	276,000	311,700	354,300
46	235,400	276,700	313,000	355,700
47	236,400	277,400	314,300	357,100
48	237,300	278,100	315,400	358,500
49	238,200	278,800	316,300	360,000
50	239,100	279,500	317,600	360,800
51	239,900	280,200	318,900	361,800
52	240,700	280,900	320,200	362,800
53	241,400	281,500	321,400	363,700
54	242,000	282,200	322,700	364,800
55	242,600	282,800	323,900	365,700
56	243,200	283,500	325,100	366,700
57	243,800	284,100	326,400	367,600
58	244,400	284,800	327,500	368,300
59	245,000	285,400	328,600	369,000
60	245,500	286,100	329,700	369,600
61	246,000	286,700	330,400	370,000
62	246,400	287,400	331,300	370,600
63	246,700	288,000	332,000	371,300
64	247,000	288,500	332,800	372,000
65	247,300	289,000	333,600	372,300
66	247,600	289,600	334,000	373,000

67	247,900	290,100	334,600	373,700
68	248,200	290,700	335,300	374,300
69	248,500	291,200	336,100	374,600
70	248,800	291,700	336,800	375,100
71	249,100	292,300	337,500	375,700
72	249,400	292,900	338,100	376,300
73	249,700	293,400	338,600	376,600
74	250,000	293,900	339,200	377,200
75	250,300	294,300	339,700	377,900
76	250,600	294,600	340,300	378,500
77	250,900	294,800	340,600	378,900
78	251,200	295,100	341,100	379,400
79	251,500	295,300	341,500	380,000
80	251,800	295,600	341,900	380,500
81	252,100	295,800	342,300	381,000
82	252,400	296,000	342,800	381,600
83	252,700	296,300	343,300	382,100
84	253,000	296,500	343,800	382,400
85	253,300	296,800	344,100	382,800
86	253,600	297,100	344,500	383,300
87	253,900	297,400	344,900	383,700
88	254,200	297,700	345,300	384,100
89	254,500	298,000	345,600	384,500
90	254,800	298,300	346,000	385,000
91	255,100	298,600	346,400	385,400
92	255,400	299,000	346,800	385,800
93	255,700	299,200	347,000	386,100

94	256,000	299,400	347,400
95	256,300	299,700	347,800
96	256,600	300,100	348,200
97	256,900	300,300	348,400
98	257,200	300,600	348,800
99	257,500	301,000	349,200
100	257,800	301,400	349,500
101	258,100	301,600	349,800
102		301,900	350,200
103		302,200	350,600
104		302,500	351,000
105		302,700	351,500
106		303,000	351,900
107		303,300	352,300
108		303,600	352,700
109		303,800	353,200
110		304,200	353,600
111		304,600	353,900
112		304,900	354,200
113		305,100	354,700
114		305,300	
115		305,600	
116		306,000	
117		306,200	
118		306,400	
119		306,700	
120		307,000	

	121		307,400		
	122		307,600		
	123		307,900		
	124		308,200		
	125		308,500		
定年前再任		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
用短時間勤務職員		192,000	219,500	260,000	279,700

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、令和6年12月1日から施行し、この規則による改正後の伊賀市現業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則（以下「新規則」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 新規則の規定を適用する場合には、この規則による改正前の伊賀市現業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則に基づいて支給された給与は、新規則の規定による給与の内払とみなす。

(退職等職員に関する経過措置)

- 3 この規則の施行の日前に退職し、又は死亡した職員への給与の支給については、なお従前の例による。

伊賀市短時間勤務会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月29日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

## 伊賀市規則第52号

伊賀市短時間勤務会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

伊賀市短時間勤務会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例施行規則（令和2年伊賀市規則第45号）の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の1条を加える。

（期末手当に係る在職期間）

第5条の2 条例第8条第1項第2号に規定する在職期間は、パートタイム会計年度任用職員（前条に定める者を除く。以下この項において「期末手当支給対象職員」という。）として在職した期間とする。ただし、基準日以前6月以内の期間において期末手当支給対象職員として在職していない期間が継続して1月以上ある場合には、当該期末手当支給対象職員として在職していない期間前の期末手当支給対象職員として在職した期間は、在職期間としない。

2 在職期間の算定については、伊賀市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成16年伊賀市規則第67号）第5条第2項の規定の例による。

第6条第2項第2号及び第6条の3第2項第2号中「基準日前」を「基準日以前」に改める。

第6条の4第1項中「基準日前」を「基準日以前」に、「勤務時間」を「勤務期間」に改め、同条第2項中「パートタイム会計年度任用職員」の次に「（第6条の2に定める者を除く。以下この項において「勤勉手当支給対象職員」という。）」を加え、同項ただし書を次のように改める。

ただし、基準日以前6月以内の期間において勤勉手当支給対象職員として在職していない期間が継続して1月以上ある場合には、当該勤勉手当支給対象職員として在職して

いない期間前の勤勉手当支給対象職員として在職した期間は、勤務期間としない。

第6条の4に次の1項を加える。

3 第1項に規定する勤務期間の算定に当たっては、前項の規定による勤務期間から次に掲げる期間を除く。

(1) 条例第11条の規定により報酬を減額された期間（無給の特別休暇によるものを除く。）

(2) 前号に掲げる期間のほか、伊賀市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第11条第2項各号の例による期間

別表第1中「給与条例第3条第1項第1号に規定する行政職給料表における定年前再任用短時間勤務職員以外の職員のうち職務の級が1級及び2級の給料表」を「短時間勤務会計年度任用職員行政職給料表（別表第4）」に、「伊賀市現業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則（平成16年伊賀市規則第60号）第3条に規定する現業職給料表における定年前再任用短時間勤務職員以外の職員のうち職務の級が1級の給料表」を「短時間勤務会計年度任用職員現業職給料表（別表第5）」に改める。

別表第3の次に次の2表を加える。

別表第4（別表第1関係）

短時間勤務会計年度任用職員行政職給料表

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
1	183,500	230,000
2	184,600	231,500
3	185,800	233,000
4	186,900	234,500
5	188,000	236,000
6	189,700	237,500
7	191,300	239,000
8	192,900	240,500
9	194,500	242,000
10	196,200	243,400

11	197,800	244,800
12	199,400	246,200
13	201,000	247,400
14	202,700	248,600
15	204,400	249,800
16	206,100	251,000
17	207,400	252,100
18	209,000	253,200
19	210,600	254,300
20	212,100	255,400
21	213,600	256,400
22	215,200	257,400
23	216,800	258,400
24	218,400	259,400
25	220,000	260,400
26	221,700	261,300
27	223,000	262,200
28	224,300	263,100
29	225,600	263,900
30	226,700	264,700
31	227,800	265,500
32	228,900	266,300
33	230,000	267,000
34	231,100	267,800
35	232,200	268,600
36	233,300	269,300
37	234,400	270,000
38	235,400	270,800
39	236,400	271,600
40	237,300	272,300

41	238,200	273,000
42	239,100	273,800
43	239,900	274,600
44	240,700	275,300
45	241,400	276,000
46	242,000	276,700
47	242,600	277,400
48	243,200	278,100
49	243,800	278,800
50	244,400	279,500
51	245,000	280,200
52	245,500	280,900
53	246,000	281,500
54	246,400	282,200
55	246,700	282,800
56	247,000	283,500
57	247,300	284,100
58	247,600	284,800
59	247,900	285,400
60	248,200	286,100
61	248,500	286,700
62	248,800	287,400
63	249,100	288,000
64	249,400	288,500
65	249,700	289,000
66	250,000	289,600
67	250,300	290,100
68	250,600	290,700
69	250,900	291,200
70	251,200	291,700

71	251,500	292,300
72	251,800	292,900
73	252,100	293,400
74	252,400	293,900
75	252,700	294,300
76	253,000	294,600
77	253,300	294,800
78	253,600	295,100
79	253,900	295,300
80	254,200	295,600
81	254,500	295,800
82	254,800	296,000
83	255,100	296,300
84	255,400	296,500
85	255,700	296,800
86	256,000	297,100
87	256,300	297,400
88	256,600	297,700
89	256,900	298,000
90	257,200	298,300
91	257,500	298,600
92	257,800	299,000
93	258,100	299,200
94		299,400
95		299,700
96		300,100
97		300,300
98		300,600
99		301,000
100		301,400

101		301,600
102		301,900
103		302,200
104		302,500
105		302,700
106		303,000
107		303,300
108		303,600
109		303,800
110		304,200
111		304,600
112		304,900
113		305,100
114		305,300
115		305,600
116		306,000
117		306,200
118		306,400
119		306,700
120		307,000
121		307,400
122		307,600
123		307,900
124		308,200
125		308,500

別表第5 (別表第1関係)

短時間勤務会計年度任用職員現業職給料表

職務の級	1級
号給	給料月額

1	174,700
2	175,800
3	176,900
4	178,000
5	179,100
6	180,200
7	181,300
8	182,400
9	183,500
10	184,600
11	185,800
12	186,900
13	188,000
14	189,700
15	191,300
16	192,900
17	194,500
18	196,200
19	197,800
20	199,400
21	201,000
22	202,700
23	204,400
24	206,100
25	207,400
26	209,000
27	210,600
28	212,100
29	213,600

30	215,200
31	216,800
32	218,400
33	220,000
34	221,700
35	223,000
36	224,300
37	225,600
38	226,700
39	227,800
40	228,900
41	230,000
42	231,100
43	232,200
44	233,300
45	234,400
46	235,400
47	236,400
48	237,300
49	238,200
50	239,100
51	239,900
52	240,700
53	241,400
54	242,000
55	242,600
56	243,200
57	243,800
58	244,400
59	245,000

60	245,500
61	246,000
62	246,400
63	246,700
64	247,000
65	247,300
66	247,600
67	247,900
68	248,200
69	248,500
70	248,800
71	249,100
72	249,400
73	249,700
74	250,000
75	250,300
76	250,600
77	250,900
78	251,200
79	251,500
80	251,800
81	252,100
82	252,400
83	252,700
84	253,000
85	253,300
86	253,600
87	253,900
88	254,200
89	254,500

90	254,800
91	255,100
92	255,400
93	255,700
94	256,000
95	256,300
96	256,600
97	256,900
98	257,200
99	257,500
100	257,800
101	258,100

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、令和6年12月1日から施行し、この規則による改正後の別表第1、別表第4及び別表第5の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 この規則による改正後の伊賀市短時間勤務会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定を適用する場合には、この規則による改正前の伊賀市短時間勤務会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例施行規則に基づいて支給された給与は、新規則の規定による給与の内払とみなす。

(退職等職員に関する経過措置)

- 3 この規則の施行の日前に退職し、又は死亡した職員への給与の支給については、なお従前の例による。この場合において、別表第1中「給与条例」とあるのは「伊賀市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和6年伊賀市条例第38号）による改正前の給与条例」と、「伊賀市現業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則」とあるのは「伊賀市現業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則（令和6年伊賀市規則第51号）による改正前の伊賀市現業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則」とする。